

いわて青少年育成プラン（2020～2024）の概要

1 プラン策定の趣旨

平成27年3月に策定した「いわて青少年育成プラン」の計画期間が、令和元年度で終了することに伴い、これまでの取組の成果や課題、社会情勢等の変化を踏まえ、プランの見直しを行い、新たに「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」を策定したもの。

2 プランの性格

(1) 青少年の健全育成のための基本理念と、それを実現するための推進方策を示すもの

(2) 青少年の健全育成の総合的な指針

(3) 子ども・若者育成支援推進法に定める「都道府県子ども・若者計画」に位置づけ

3 プランの期間

令和2年度～令和6年度（2020年度～2024年度）

4 青少年をめぐる社会情勢等の変化

【社会環境等】

- ・人口減少・少子高齢化の一層の進行
- ・技術革新や情報化社会の進展
- ・家庭・地域の養育力や教育力の低下
- ・非行少年の減少、子供が関係する交通事故の減少
- ・雇用情勢の改善、若者の地元志向の高まり
- ・子供への声かけ・つきまといが増加
- ・東日本大震災津波からの着実な復興と若者の活躍

【青少年の状況】

- ・心の豊かさゆとりを重視する層の拡大
- ・地域への愛着が強く、地域活動への高い参加率
- ・ニート、ひきこもり、学校不適応、発達障がいなど多くの困難が顕在化
- ・インターネット利用の低年齢化、長時間化

5 旧プラン5年間の課題

【人づくり】

様々な困難を抱える青少年とその家族を効果的に支援するため、関係機関との連携を強化し、必要な支援を提供できる体制の整備

《若者活躍》

地元への愛着が強い若者の進学期、就職期の県外転出による社会減を抑制するため、若者のネットワークづくりや起業支援等、多様な分野で若者が活躍できる環境づくり

【地域づくり】

活動場所や参加者の地域偏在が少ない青少年活動交流センターの活動展開、社会情勢や青少年の状況変化に応じた情報発信等の工夫、青少年健全育成を担う団体等との、より緊密なネットワークの構築

【環境づくり】

インターネットやスマートフォン利用の低年齢化・長時間化に伴い、ネット依存を防ぎ、犯罪やいじめの加害者にも被害者にもしないための青少年と大人双方のメディアリテラシーの育成とフィルタリングの普及促進

4つの重点目標 (取組の方向)

基 本 理 念

『健全で自立した「いわての青少年」を育むとともに、若者の活躍を応援する』

- ① 「今、生きていること」を実感しながら、充実感をもって、現在の生活を送ること
- ② 将来の夢や希望をもち、自分を磨きながら、人間性あふれる社会人として成長・自立すること
- ③ 常に他者や自然、社会などと「共にあること」を体感しながら、自己を確立すること

1 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくり

～青少年自らが、個性や主体性を發揮して自立した活動ができるような「環境づくり」を進めます～

- (1) 「豊かな人間性と社会性」と「健やかな体」の育成
- (2) 「生涯を通じて学び続ける力」の育成
- (3) 「社会への旅立ち」の支援
- (4) 「社会参画」の機会拡大
- (5) 困難を抱える子供・若者とその家族への支援

親子のふれあい、道徳教育、環境学習、食育、読書活動、復興教育などの推進
生涯学習に関する情報提供やプログラム開発・普及等の推進
インターンシップや職場体験、キャリアカウンセリングによる職業能力・意欲の習得、就労等の支援を推進
ボランティアや地域活動への参加促進、消費者教育等の充実
ニート、ひきこもり、学校不適応、発達障がいなどのほか、様々な困難を抱える青少年やその家族への支援の仕組み充実

2 愛着持てる地域づくり

～青少年を地域全体で育むとともに、青少年が自分たちの地域の良さを実感できるような「地域づくり」を進めます～

- (1) 地域ぐるみの「子育て」支援
- (2) 「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援
- (3) 「世代間・地域間」等の多様な交流の促進
- (4) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
- (5) 「青少年団体活動」の支援

地域の子育て拠点の充実等のほか、親子が楽しく触れ合う機会の提供や「いわて家庭の日」などの県民運動を推進
地域活動への参加促進のほか、豊かな体験活動の充実
世代間・異年齢間の交流体験の充実、国際理解の推進
家庭と仕事の両立支援の推進
青少年活動交流センターを通じた青少年団体活動の支援充実

3 青少年を事件・事故から守る環境づくり

～青少年の健全な成長を妨げるような環境の改善と非行防止活動に取り組み、事件・事故に巻き込まれない・起こさないような「環境づくり」を進めます～

- (1) 「青少年の居場所づくり」の推進
- (2) 「安全・安心」な地域社会づくりの推進
- (3) 「非行防止活動」の推進
- (4) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

各種相談体制の充実を図るほか、青少年が自由に集まる居場所づくりの促進
家庭、学校、地域、行政が連携した防犯意識の啓発や見守り活動の推進や関係機関の緊密な連携による児童虐待防止の推進
非行防止活動や薬物乱用防止活動の推進
青少年を取り巻く有害環境の浄化、青少年・大人双方のメディアリテラシーの向上やフィルタリングの普及啓発

4 若者が活躍できる環境づくり

～多様な分野で若者が活躍できるような「環境づくり」を進めます～

- (1) 若者間のネットワーク構築の促進
- (2) 若者の活躍を支援する仕組の充実

若者間の交流とネットワークづくりや若者の情報発信などによる活動参画を促進
若者団体自らが実施する復興や地域づくり等の取組、高等教育機関と連携した地域づくり・人づくり、若者の起業を支援